

豊後高田市職員の求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱

1 目的

この要綱は、男女雇用機会均等法に基づく国の指針に沿い、職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するとともに、求職者等による求職活動等が阻害されることのないようにすることを目的として必要な事項を定めるもの。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 求職者等

求職者（市の求人に応募する者）又は求職者以外の者であって、市の実施する職員の採用に資する活動に参加する者や、市の実施するインターンシップ、職場実習等の活動に参加する者をいう。

(2) 求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動（SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものを含む。）をいう。

(3) セクシュアルハラスメント

性的な内容の発言（性的な質問、性的な冗談やからかい等）及び性的な行動（不必要な身体への接触、性的な関係の強要等）をいう。

(4) 職員

任用の形態を問わず、市の業務に従事する全ての職員をいう。

3 職員の責務

職員は、求職活動等の実施にあたり、求職者等に対してセクシュアルハラスメントをしてはならない。また、次の各号に掲げる事項を十分認識して行動しなければならない。

(1) 性に関する言動の受け止め方には個人差や男女差があること。

(2) 面接、面談等をする場合は、原則として業務時間内に庁舎や関係機関等で行い、複数名の職員で対応すること。

(3) 求職者等と連絡をする場合は、原則として業務時間内の公用電話や公用メール等の公的手段にて行い、私的な接触をしないこと。

4 相談窓口の設置

市は、職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントの相談及び通報を受け、事実関係を調査し必要な措置を講ずるため、総務課に相談窓口（以下「相談窓口」とい

う。)を設置する。

5 相談等の処理

相談又は通報が相談窓口にあった場合、市は、速やかに事実確認を行い、必要な救済措置を講じ、行為者に対しては地方公務員法及び関係規定に基づき厳正に対処するとともに、再発防止に向けた措置を講ずる。

6 個人情報の保護等

相談及び通報に対応する職員は、相談者等の個人情報の保護に十分配慮するとともに、当該対応により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、市は、職員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、当該職員に対して不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。